# 【表紙】

 【提出書類】
 意見表明報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月15日

【報告者の名称】 株式会社小僧寿し本部

【報告者の所在地】東京都立川市錦町一丁目8番7号【最寄りの連絡場所】東京都立川市錦町一丁目8番7号

【電話番号】 042-540-0041

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 座間 英俊

【縦覧に供する場所】 株式会社小僧寿し本部

(東京都立川市錦町一丁目8番7号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 イコールパートナーズ株式会社

所在地 東京都品川区北品川五丁目11番19号

# 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

# 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

# (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、イコールパートナーズ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明すること(以下「本意見表明」といいます。)を決議いたしました。

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、企業や集合住宅向けに通信統合サービス事業を営む株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます。)の創業者である木村育生氏(以下「木村氏」といいます。)が発行済株式の全てを所有する、木村氏の個人資産の運用及び管理を主たる目的とする株式会社であるとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、当社普通株式のうち、当社の筆頭株主である株式会社すかいら一く(以下「すかいら一く」といいます。)の保有する当社普通株式6,808,700株(以下「すかいら一く保有株式」といいます。当社の総株主等の議決権の数(当社が平成23年11月14日に提出した第44期第3四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数13,188,884株から同四半期報告書に記載された同日現在の当社の保有自己株式数237,000株を控除した株式数(12,951,884株)に係る議決権の数である25,903個となります。)に対する当該株式に係る議決権の数(13,617個)の割合(以下「議決権比率」といいます。):52.57%(小数点以下第三位四捨五入。以下、議決権比率の計算について同じ。)。)を取得し、当社を子会社化する事を目的として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

公開買付者によれば、上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をすかいらーく保有株式の数と同数である6,808,700株(買付け等を行った後における議決権比率:52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,808,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を、買付予定数の下限である6,808,700株から当社株式の一単元(500株)未満を切り上げた株数である6,809,000株(買付け等を行った後における議決権比率:52.57%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(6,809,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けに際し、公開買付者及びすかいらーくは、平成24年2月14日付で本公開買付けに関する覚書(以下「本覚書」といいます。)を締結し、公開買付者が本公開買付けを実施し、すかいらーくがすかいらーく保有株式(6,808,700株)の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。但し、公開買付者によれば、本覚書においては、本公開買付けに係る買付け等の期間(延長される場合を含み、以下「本件買付期間」といいます。)の末日までの間に、当社の普通株式に対して本公開買付け以外の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付価格を上回る場合その他すかいらーくが本公開買付けに応募することがすかいらーくの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいらーくは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされているとのことです。

(本覚書の概要については、後記「(6)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

#### 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和39年に個人事業として創業された「スーパー寿司・鮨桝」が業容拡大により昭和40年に株式会社鮨桝を設立し、同社が昭和43年にフランチャイズ事業を開始したことに伴い、昭和47年にフランチャイズ店舗(以下「FC店舗」といいます。)に対する寿しの製造、販売の指導を目的として設立されました。当社は、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)を中心として、小僧寿しチェーンのフランチャイザーとしてFC店舗を着実に増やし、昭和56年には2,000店のFC店舗を展開いたしました。また、当社は、昭和47年には直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)も開始し、以後寿しFC事業及び寿し直営事業を中心に営業を展開しております。そして、当社は、このように事業を拡大する過程で、平成6年には日本証券業協会へ店頭売買株式として株式を登録し、平成16年12月には同登録を取り消したうえで当時の株式会社ジャスダック証券取引所(現在の株式会社大阪証券取引所のJASDAQ市場。以下「株式会社大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」といい、「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引を「大阪証券取引所述書」を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券取引を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪配列を「大阪証券配列を「大阪配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「大阪証券配列を「

その後、当社は、すかいら一くの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることと目的として、すかいら一くとの間で平成17年9月28日に資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結し、平成18年5月にはすかいら一くからの株式公開買付けによりすかいら一くの子会社となりました。当社は、すかいら一くグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、寿し直営事業においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、寿しFC事業において、FC加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めてまいりました。もっとも、当社とすかいら一くは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違いから、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、当社は、すかいら一くグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、当社がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

一方、公開買付者によれば、公開買付者の代表取締役である木村氏は、大資本を背景とした大企業が大きなシェアを占める通信業界において、大企業では手のゆき届かない柔軟かつきめ細かなシステムあるいはサービスを迅速・的確に提供できることを強みに、インボイスを独立系の情報通信のソリューションパートナーとして成長させてきた実績を有しているとのことです。また、木村氏は、インボイスを通じて、クライアントであるフランチャイズ企業に対して個店管理のためのシステムを提供し、フランチャイズ企業によるフランチャイズ加盟店管理の大幅な合理化に貢献してきた実績を有しているとのことです。

さらに、公開買付者によれば、木村氏は、インボイスの代表取締役として、通信料金統合サービス事業の類似・周辺事業分野において数々のM&Aに積極的に取り組み、事業分野及び規模の拡大を背景に、平成14年に日本証券業協会に株式の店頭登録(現在のJASDAQ)を、平成15年に株式会社東京証券取引所市場第二部への上場をそれぞれ果たし、平成16年には東京証券取引所市場第一部へ指定される等、インボイスの事業を順調に拡大し、その経営基盤を強化してきたとのことです。

なお、公開買付者によれば、インボイスは、平成22年12月から平成23年4月にかけて実施された同社経営陣によるMBO(マネジメントバイアウト)手続により平成23年4月30日をもって東京証券取引所の上場を廃止しているとのことです。また木村氏は当該MBO手続に際して、その保有するインボイス株式の全てを売却し、現在はインボイスにおける役職を全て辞しているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、木村氏がかかる経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいらっくグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてFC店舗のサポートを強化し、より一層当社の企業価値を向上させることができるうえ、当社の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村氏がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができるものと考えているとのことです。

さらに、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後、リーテイルプランディング株式会社(以下「RB社」といいます。)と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討しているとのことです。なお、公開買付者によれば、公開買付者とRB社との間に資本関係はなく、RB社による当社株式の保有もないとのことです。

公開買付者によれば、RB社は、伊藤忠商事株式会社の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であり、流通・小売分野を得意領域としているとのことです。公開買付者によれば、公開買付者は、先に述べま

EDINET提出書類 株式会社小僧寿し本部(E02775) 意見表明報告書

した、当社の企業価値を向上させる施策として、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用でき、当社の企業価値向上に取り組む上で、最適な助言を得られるものと考えているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、以上のような考えから、平成23年6月頃、当社の筆頭株主であるすかいらーくに対して、すかいらーく保有株式を公開買付者が譲り受けることに関して提案を行い、すかいらーくと協議を開始したとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいら一くとの間で協議、交渉を続けた結果、公開買付者が当社株式を取得し、公開買付者の代表取締役である木村氏がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、当社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては当社の企業価値最大化に資するとの結論に至り、平成24年2月14日、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成24年1月下旬に、公開買付者及びすかいら一くから、すかいら一くが公開買付者に対してすかいら一く保有株式を譲渡するため、公開買付者が当社普通株式に対する公開買付けを実施し、すかいら一くがこれに応募する予定である旨の連絡を受けました。当社は、かかる本公開買付けに関する連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続を経た上で検討を行いました。

まず、当社は、本公開買付けに関する連絡を受けて、当社のリーガルアドバイザーとして漆間・吉澤総合法律事務所 (松田良成弁護士)を選定し、その法的助言を受けながら、当社の企業価値の向上の観点から、当社としての最善の選択 について慎重に検討を行うことと致しました。

また、当社は、最終的に本公開買付けに対する意見表明を行った平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、当社の利害関係を有しない取締役が慎重な審議を行うことができるように、利害関係を有しない当社の取締役及び監査役自ら、公開買付者の代表取締役である木村氏に対して本公開買付けに関する聴取の機会を得るように申入れ、公開買付者及び木村氏の過去の実績、本公開買付けが成功した場合の公開買付者の経営方針等を確認し、かかる経営方針が当社の事業戦略に合致するか、公開買付者の当社を支えるFC店舗その他の取引先に対する取扱いが当社の企業価値を損なわないか等について確認を行いました。

そして、以上を踏まえ、当社として、下記「当社の意見の理由」記載の理由を含む諸般の事情を総合的に勘案した結果、平成24年2月14日開催の取締役会において、上記「(1)本公開買付けに関する意見の内容」記載の意見を表明することを決議いたしました。

#### 当社の意見の理由

当社は、木村氏から、木村氏が過去にフランチャイズ企業の店舗別の請求データを分析することにより、無駄なオペレーションを認識させる「見える化」を実現することによって大幅な経費削減を実現することができたことなどについて具体的に説明を聞き、数多く店舗を擁する当社がかかる経費削減策を行えばキャッシュ・フローの大幅な改善を行うことができる可能性があることなど、他業種で成功を収めた経営者ならではの示唆を受けるとともに、新たなブランド戦略、人事の大幅な変更を含む事業リストラ、資本参加・企業買収などの積極的な活用などを今後検討していきたい旨の意向を伝えられました。

さらに、当社は、公開買付者が、本公開買付け成立後、RB社と業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることを協議・検討している旨も併せて伝えられました。

当社は、かかる木村氏からの説明を受けて、木村氏の経営方針が小僧寿しチェーンのブランド再構築やさらなる経費削減といった当社の事業上の課題に対しての一つの合理的な打開策と考えられること、木村氏及びRB社の実績からはこれを実現する手腕が認められること、当社を支えるFC店舗その他の取引先をことさら不当に取扱う意向はないこと等を慎重に検討し、公開買付者が本公開買付けによって当社の筆頭株主となることで当社の経営のさらなる合理化が期待でき、ひいては当社の企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

もっとも、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、本公開買付価格(普通株式1株当たり140円)は、公開買付者が算定した平成24年1月20日を基準日とする市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジ内には留まり、かつ、当社が依頼した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)による当社普通株式に係る株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいます。)におけるディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の価格のレンジには含まれるものの、プルータスの株式価値算定書における市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格となります。

そこで、当社は、上記の株式価値算定書における算定結果に加え、本公開買付価格がすかいらーくと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けはすかいらーく保有株式の取得を企図したものであること、本公開買付けは当社の株主の皆様に本公開買付価格での株式売却の機会を提供するものではあっても、買付予定数の上限が定められており、公開買付者によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止については現時点では企図していないとのことであることから、本公開買付けによってJASDAQの上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触することは想定されないこと等をも総合的に勘案した上で、平成24年2月14日開催の取締役会において、上記「(1)本公開買付けに関する意見の内容」に記載される通り、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねるとの意見を表明することを決議いたしました。

# 本公開買付け後の経営方針

当社及び公開買付者は、すかいらーくが本公開買付けに応募し、かつ、応募を撤回していない状況で本件買付期間が終了した場合、当社が、平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において木村氏を含む公開買付者が指名する3名を取締役候補者とする取締役選任議案並びに公開買付者が指名する1名及び当社が独自に指名する2名の合計3名を監査役候補者とする監査役選任議案を上程することについて合意しております。なお、公開買付者によれば、当該定時株主総会において上記議案が承認された場合、木村氏は、その後に開催される当社の取締役会での決議を経て、当社の常勤取締役として経営に参画する予定であるとのことです。

また、当社は、平成24年2月14日に開催された当社の取締役会において、本公開買付けが成立し、決済が完了することを停止条件として、すかいらーくとの間の本提携契約を解約する旨決議し、同日付で本提携契約に関する解約合意書(以下「本提携解約合意書」といいます。)を締結するとともに、「資本業務提携契約解消についてのお知らせ」を公表いたしました。但し、本提携解約合意書においては、本提携契約の解約後も当社の円滑な業務運営に必要な期間にわたって、当社とすかいらーくとの間で既に有効に存続している契約を存続させることとされております。

#### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。 取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、当社取締役3名のうち本公開買付けに関して利害関係を有しない2名が慎重に審議を行い、その全員一致の賛成により本意見表明を決議いたしました。なお、当社の取締役である田中基氏は、すかいら一くの管理本部関連事業部長兼広報部長を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておりません。

また、当社の平成24年2月14日開催の取締役会には、当社の監査役全3名(うち2名は社外監査役)のうち、2名(うち1名は社外監査役)が出席し、前記取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である鈴木誠氏は、すかいらーくの監査役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役会において、本公開買付けに関して何ら意見を述べておりません。

#### 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

本意見表明は、第三者である公開買付者が当社の支配株主であるすかいらーくからの当社株式の取得を前提として行 う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け後に予定されている当社とすかいらーくとの間の本提携契約の解 約とともに当社の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の2に基づ き、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者 による意見の入手が求められるところ、当社は、平成24年2月14日開催の取締役会に先立ち、同日、支配株主と利害関係 のない社外監査役豊岡拓也氏から、本公開買付けについて、当社のさらなる収益性の向上のためには、木村氏が身につ けたフランチャイズ企業の経営管理ノウハウを活用し、当社の直営店舗及びFC店舗の経費管理・異常値把握の徹底、 各店舗エリアにおける消費動向などの情報分析結果の提供等による当社の直営店舗及びFC店舗に対するサポートの 強化等を行うことが有用と判断されること、並びに上場企業を創業した実績のある木村氏が主体となり、これまでのす かいらーくグループによる経営により築いてきた土台を生かしながら、経営の若返りを実現して速やかな事業展開を進 めることにより、企業の新たな活力を創造し、ブランドを再構築し、積極的な成長を実現することが期待できることか ら、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものと判断する。 当社による独立した第三者算定機関からの株式 価値算定書の取得、当社取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの法的助言の取得、当社が対抗的買収提案者と接 触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等の取引保護条項等の不存在、独立役員からの意見の聞き取りと いった公正性を担保するための当社の措置により、公開買付者側からの不当な影響によって発生し得る手続きの恣意性 の問題が排除されており、手続きは公正なものである。本公開買付けは、少数株主の株式を取得し当社株式を上場廃止 とすることを企図したものではなく、すかいらーく保有株式の取得のみを企図したものであるため、本意見表明に係る 当社の決定は少数株主にとって不利益なものでない、 本提携契約の解約が当社の業績に与える影響が限定的であり、 本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約 に係る当社の決定は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書の提出を受けております。なお、豊岡拓也氏は、か かる意見書において、プルータスの株式価値算定書の算定結果に照らせば、本公開買付価格が、DCF法に基づく算定 結果に示された価格のレンジに含まれるものの、市場株価法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回る価格で あることから、少数株主にとって妥当な価格であると断言することはできないこと、及び、本公開買付けに際しては、 本件買付期間中の当社株式の株価の推移、本公開買付けに対する最終的な応募数の見通し、本公開買付け終了後の当社 株式の株価に関わる見通し、各株主の個別の事情などの要因を考慮して、個々の株主が本公開買付けに対して応募する か否かを臨機応変に判断することが望ましく、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の判断に委ねることが 合理的である旨併せて意見を述べております。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会での検討及び意思決定に関しては、意思決定過程における公正性を確保するための措置として、当社のリーガルアドバイザーである漆間・吉澤総合法律事務所の松田良成弁護士から必要な法的助言を受けています。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり市場株価平均法により当社の株式にかかる価値分析を行ったとのことです。

公開買付者によれば、市場株価平均法では、平成24年1月20日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の過去6ヶ月間終値単純平均(136円)、過去3ヶ月間終値単純平均(144円)、過去1ヶ月間終値単純平均(154円)を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を136円から154円と算定しているとのことです。但し、公開買付者によれば、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者によれば、公開買付者は、上記分析結果を参考に当社の筆頭株主であるすかいらーくとのすかいらーく保有株式の売却に関する価格交渉の内容、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、及び本公開買付けの後に当社の普通株式は上場を維持する方針であること等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を140円とすること及び本件買付期間を平成24年2月15日から3月13日までとすることを平成24年1月25日に決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年2月13日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値167円に対して16.17%のディスカウント(小数点以下第三位四捨五入。以下、パーセントの計算につき同じ。)、過去1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均170円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の単純平均値の計算につき同じ。)に対して17.65%のディスカウント、過去3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均153円に対して8.50%のディスカウント、過去6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日)の普通取引終値の単純平均142円に対して1.41%のディスカウントとなります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月14日のJASDAQにおける当社の普通株式の普通取引終値170円に対して17.65%のディスカウント、過去1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月14日)の普通取引終値の単純平均170円に対して17.65%のディスカウント、過去3ヶ月間(平成23年11月15日から平成24年2月14日)の普通取引終値の単純平均153円に対して8.50%のディスカウント、過去6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月14日)の普通取引終値の単純平均142円に対して1.41%のディスカウントとなります。

他方、当社は、本公開買付けに対する本意見表明を行うに当たり、その判断の妥当性を担保するべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して当社の株式価値の算定を依頼しました。プルータスは、当社普通株式について、DCF法及び市場株価法による算定を行い、当社は、プルータスから平成24年2月13日付で、株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

株式価値算定書において、上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

DCF法 ...131円~184円

市場株価法...142円~170円

DCF法では、評価基準日を平成24年2月13日として、震災等の影響及び当社を取り巻く経営環境を踏まえた業績見通しに基づく中期事業計画(平成23年9月に決定した、平成24年12月期、平成25年12月期、平成26年12月期計画)を基に、平成24年12月期における直近の業績を反映して作成された事業計画から算出されるフリー・キャッシュフローの将来予測を、当社の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲が131円~184円と算定されております。

市場株価法では、平成24年2月13日を基準日として、JASDAQにおける当社の普通株式の基準日における普通取引終値(167円)、評価基準日までの1ヶ月間の普通取引終値の単純平均(170円)、評価基準日までの3ヶ月間の普通取引終値の単純平均(153円)及び評価基準日までの6ヶ月間の普通取引終値の単純平均(142円)をもとに、普通株式1株当たりの価値の範囲が142円~170円と算定されております。

# (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者によれば、本公開買付けは、中長期的に安定株主として当社株式を保有しながら当社の企業価値の向上に取り組むことを目的とするものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、公開買付者には、本公開買付けの後、直ちに当社の株券等を追加で取得する予定はないとのことです。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式はJASDAQに上場していますが、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き 当社普通株式の上場を維持する方針であるとのことです。したがって、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に 上限(6,809,000株、買付け等を行った後における議決権割合:52.57%)を設定しているとのことです。

#### (6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は当社の筆頭株主であるすかいらーく(所有株式数:6,808,700株、議決権割合: 52.57%)との間で、平成24年2月14日付で本覚書を締結しており、すかいらーくは、( )本公開買付けが開始されること、 ( )公開買付者が自己の責任において、本公開買付けの手続を含む、本公開買付けによりすかいらーく保有株式を取得す るために必要な全ての手続を履践していること、( )公開買付者が本覚書に定める義務(本公開買付けを実施する義務、 表明及び保証違反並びに本覚書に定める義務違反時におけるすかいらーくへの通知義務、表明及び保証違反並びに本覚書 に定める義務違反時における補償義務、秘密保持義務、本覚書に基づく地位譲渡の禁止義務、並びに誠実協議義務)に違反 していないこと、( )本覚書において公開買付者がすかいらーくに対して表明及び保証する事項(公開買付者の、適法か つ有効な存続及び必要な権限の存在、本覚書に必要な権限の存在及び本覚書を適法に履行できること、本覚書に基づく公 開買付者への法的拘束力ある義務の構成及び本覚書の公開買付者への強制執行可能性、本覚書の締結及び履行に関する許 認可等の取得、本覚書の締結及び履行に係る法令等の抵触の不存在、並びに公開買付者が本公開買付けの買付代金の全額 を支払うに足りる資力を有すること)が、重要な点において真実かつ正確であること、( )公開買付者が支払不能又は支 払停止の状態になく、かつ、公開買付者に破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる 倒産手続(裁判所内外を問わない。) の開始の申立てがなされていないこと、( )公開買付者に手形交換所の取引停止処 分がなされていないこと、( )公開買付者の財産に仮差押え、保全差押え、差押え若しくは仮処分の申立又は滞納処分その 他これらに類する処分の命令、通知が届いておらず、かつ、競売手続の開始がなされていないこと、を前提条件として、すか いらーく保有株式について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、公開買付者によれば、上記の前 提条件が満たされない場合であっても、すかいらーくがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられないもの とされているとのことです。

但し、公開買付者によれば、本覚書においては、本件買付期間の末日までの間に、当社の普通株式に対して対抗公開買付けが開始された場合において、対抗公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格が本公開買付価格を上回る場合その他すかいらーくが本公開買付けに応募することがすかいらーくの取締役の善管注意義務に違反するおそれがある場合には、すかいらーくは、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回することができるものとされているとのことです。

また、公開買付者によれば、本覚書において、すかいらーくは、本公開買付けが本件買付期間が延長されることなく満了し、すかいらーく保有株式の全部又は一部について本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立した場合、当社が平成24年3月下旬開催予定の定時株主総会において、すかいらーく保有株式であって本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立し決済されたものに係る当該株主総会における議決権の行使に限り、公開買付者に対し、当該株主総会に付議された議案に対する賛否の決定権を委ねる形で委任することを約しているとのことです。

なお、公開買付者によれば、公開買付者及びすかいらーくは、本件買付期間の延長が行われた場合には、本公開買付けによる公開買付者への売付けが成立し決済された後、当社の臨時株主総会の開催その他の必要事項について別途協議するものとしているとのことです。

# 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
矢代 秀己	代表取締役	社長	1,000	2
太田 真哉	取締役	営業本部長	1,000	2
田中 基	取締役	-	-	-
木梨 陽次	監査役(常勤)	-	4,000	8
豊岡 拓也	監査役	-	-	-
鈴木 誠	監査役	-	-	-
計	6名		6,000	12

- (注) 所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。
- 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 該当事項はありません。
- 7【公開買付者に対する質問】 該当事項はありません。
- 8【公開買付期間の延長請求】 該当事項はありません。

以 上